

令和2年4月7日

審査庁

人事課付課長 山村 結紀子 様

処分庁

社会福祉課長 上村 克樹

## 弁 明 書

令和2年3月16日天社第2353号「公文書一部開示決定通知書」の処分について、審査請求人が令和2年3月30日に行政不服審査法の規定に基づき提起した審査請求に関し、次のとおり弁明する。

### 第1 弁明の趣旨

「処分庁の決定は妥当である。」との答申を求める。

### 第2 審査請求に至るまでの本件の経過

ア 国の第5期障害者福祉計画に定められている「地域生活支援拠点等の整備」（以下「整備事業」という。）に関し、東和圏域（天理市、桜井市、宇陀市、田原本町、三宅町、川西町、山添村、曾爾村、御杖村）の会議において、東和圏域内の複数自治体として整備を行うのか、あるいは単独の自治体として整備を行うのかという方向性を探るため、各自治体の社会資源を調査することとなった。

イ そのため、処分庁は平成30年11月30日に市内短期入所事業所、生活介護事業所、障害者支援施設（以下、「事業所等」という。）に対し、調査を行った。

ウ 平成31年4月あるいは令和元年5月ごろ、審査請求人から処分庁に対し、当該調査にかかる各事業所等からの回答書の写しを情報提供するよう依頼があった。

エ 処分庁は「本回答書は公開を前提として収集しておらず、事業所

等からの回答を公開することによって、当該事業所等にどれだけの不利益が発生するか不明であること」、「市と事業所等との信頼関係に影響がある可能性があること」、「現在、方向性が全く決まっていない段階での調査であって、委託契約の入札の際の資料になる可能性もあること」等から、上記の内容を審査請求人に口頭により説明した上で情報提供を行わなかった。

オ 令和元年6月3日、審査請求人は「地域生活支援拠点等の整備に関する文書」の公文書開示請求を行った。

カ 処分庁は、令和元年6月17日付天社第503号「公文書一部開示決定通知書」を審査請求人に発し、令和元年6月19日に市役所4階情報公開室において一部非開示の理由及び事業者との契約が成立すれば公開は可能である旨の説明を行った上、公文書の一部開示を行った。

キ 令和元年7月12日、審査請求人は対象文書の全部を開示することを求め、処分庁に対し審査請求を行った。

ク 令和元年10月4日、天理市情報公開・個人情報保護審査会は「天理市長が令和元年6月17日付け天社第503号『公文書一部開示決定通知書』で、事業所名及び事業所からの回答内容を不開示とした決定は妥当である。」との答申を天理市長に行った。

ケ 令和元年10月9日、審査庁は、審査請求人に対し当該審査請求を棄却する裁決を行った。

コ 令和2年2月26日、審査請求人は「地域生活支援拠点等の整備に関するすべての文書」の公文書開示請求を行った。

サ 令和2年3月5日、令和2年第1回天理市議会定例会において、審査請求人は天理市市会議員の立場から、地域生活支援拠点整備に係る令和2年度当初予算の質疑を行い、「平成30年11月30日に行った調査をどの事業所へ送付したのか、送付先を具体的に答えよ」という質問を行ったため、健康福祉部長が送付先事業所名を答弁した。審査請求人は、その場で「送付した事業所名を答えたのであれば、回答があった事業所名を開示しないことはおかしい」と発言した。

シ 令和2年3月11日、処分庁は、令和2年3月11日付天社第2353号「公文書一部開示決定通知書」を審査請求人に発し、令和2年3月16日に市役所4階情報公開室において一部非開示の理由の説明を行った上、公文書の一部開示を行った。審査請求人は処分庁に対し「3月5日の令和2年第1回天理市議会定例会において、調査に関する送付先事業所名を答弁したのであるから、調査の回答事業所名が開示されていないことはおかしい」と抗議した。処分庁は、「今、事業所名を公開することは、将来、事業所との契約が成立し調査の回答内容が公開できるようになった場合、どの事業所がどう回答したかが容易に判別することができ、このことは事業所の利益を損なうと考えているため、一部非開示にした。このことは、前回の公文書開示である令和元年6月19日にも同様の説明をさせていただいており、また、令和元年10月4日の答申及び同年10月9日付の裁決書においても、その理由は認められている。」と説明したが、審査請求人は納得しなかった。

### 第3 一部非開示の決定理由とその正当性

#### 1. 天理市情報公開条例第6条第6号に該当することについて

令和元年10月4日付の答申第5(3)の文末に「これに対する回答書は、条例第6条6号が規定する『意思形成過程情報』そのものであると解される」とあり、現状として契約行為は未完了であって、その時から状況に変化がないことから、条例第6条6号に該当するとした本件処分は妥当である。

なお、令和2年3月5日、令和2年第1回天理市議会定例会で、健康福祉部長が調査の送付先事業所名を答弁したのは、審査請求人の「市内にそれ以上の事業所があるにも関わらず、なぜ、全ての事業所に調査しなかったのか」という質問に備えてのことであり、「送付先事業所を答えたのだから、回答事業所を公開せよ」という審査請求人の主張は失当である。

以上のことから、本件公文書を天理市情報公開条例第6条第6号に該当するとして一部開示とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

以上